
処理期限(令和9年3月末)までのPCB特措法での 低濃度PCBに関する届出方法案

令和6年10月29日

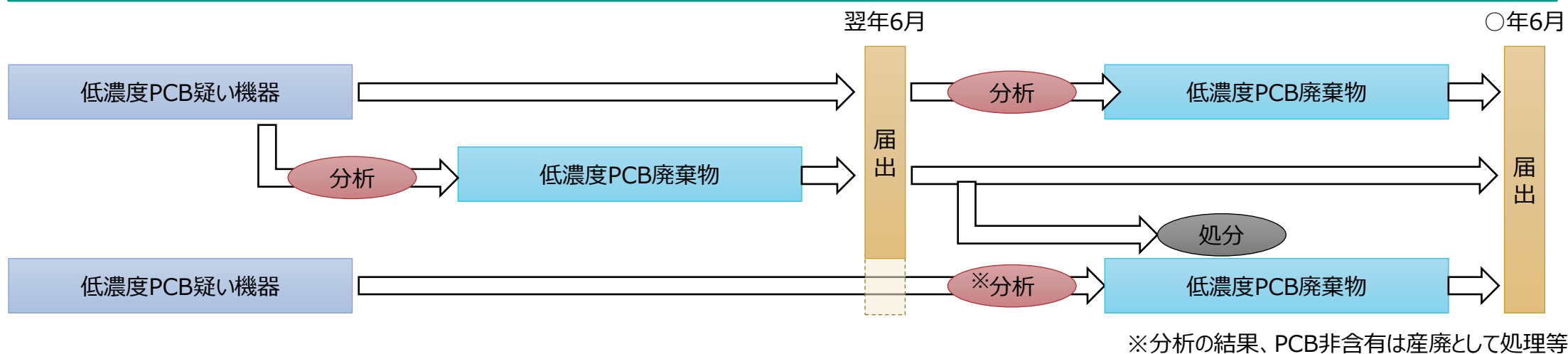


廃棄物規制課/PCB廃棄物処理推進室

保管中の低濃度PCB廃棄物及び疑い製品の届出方法



- 新規で低濃度PCB含有疑い製品を覚知した場合、メーカー等に問い合わせた後、濃度分析を行い、低濃度PCB廃棄物であることが確認できたものは、PCB特措法に基づき自治体廃棄物部局に届出。
- 濃度分析を行っていないが、同時に見つかった製品が低濃度PCB廃棄物が該当すること等から低濃度PCB含有疑い製品と判断した場合、保管中の濃度不明物として、自治体廃棄物部局に任意で届出。
- 届出を行った低濃度PCB廃棄物については、保管を継続している場合でも毎年6月末までに自治体廃棄物部局に届出。
- 保管中に濃度分析を行い、低濃度PCB廃棄物に該当することが判明したものは、濃度を追記して毎年6月末までに自治体廃棄物部局に届出。低濃度PCB廃棄物に該当しないものは届出の抹消手続き。
- 処分を行った低濃度PCB廃棄物は処分後速やかに自治体廃棄物部局に届出。



- 現在、義務づけられてない手続きのうち、疑い製品の届出を義務化することで、取扱いが不明確になっている濃度分析をしていない疑い製品の取扱いが明確になる。

低濃度PCB廃棄物の届出様式の課題

- ① 届出様式が高濃度PCBを主体に作成されているため、電気機器の種類には多数存在する遮断器、開閉器が記入要領に記載されていない。
- ② 濃度区分が「高濃度」「低濃度」「不明」の3種類であり、PCB濃度の記入欄がない。「不明」が高濃度疑い製品か低濃度疑い製品か記入する欄がない（今後、高濃度PCBの処理がほぼ完了しているため、不明物は低濃度PCB疑い製品になる）。
- ③ 「量」はPCBを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものは保管している容器の数（缶数等）をそれぞれ単位とともに記入することとされ、ただし電気機器であっても小型のものを容器にまとめて保管していて台数（個数）を把握することができないときは保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入することとされていて、容器に入れられた電気機器の大きさや重量の情報がない。
- ④ 「総重量」は、「PCBを使用する電気機器は1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記入、その他のものは容器込みでの重量を記入することとされており、容器に収納したものは台数の情報がない。
- ⑤ 絶縁油量（PCB量）の記入欄がない。
- ⑥ 電気機器では定格容量（kVA等）、製造者名、型式、製造年月、表示記号等の記入欄があるが、未記入であったり、誤記と思われる不確かな情報が記載されていることがある。
- ⑦ 「処分予定時期」や「処分業者との調整状況」の記載を求めている（高濃度PCB廃棄物は求めている）。



記入要領を改訂するなどの対応が必要か。

保管中の低濃度PCB含有製品及び疑い物の届出方法



- 新規で低濃度PCB含有疑い製品を覚知した場合、メーカー等に問い合わせた後、非封じ切り機器については、メンテナンス時等に濃度分析を行い、低濃度PCB含有であることが確認できたものは、所有中の低濃度PCBとして自治体廃棄物部局に任意で届出。
- 封じ切り機器等のため、濃度分析が実施できないが、低濃度PCB含有疑いと判断した場合、所有中の濃度不明物として、自治体廃棄物部局に任意で届出。
- PCB廃棄物にルールに準じて、毎年6月末までに自治体廃棄物部局に状況を任意で届出。
- 所有中に濃度分析を行い、低濃度PCB含有が判明したものであって、継続して使用するものは、所有中の低濃度PCBとして自治体廃棄物部局に任意で届出。低濃度PCB非含有は届出の抹消手続き。
- 廃止したものは、低濃度PCB廃棄物または疑い物として、自治体廃棄物部局に届出。処分後速やかに自治体廃棄物部局に届出。

- 所有中（使用中）の低濃度PCB含有製品及び同疑い製品の届出を求める制度化することで、所有中機器についてもPCBの管理が可能になる。